

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2014 年 9 月号

1. 2012年サービス提供地規定(PoPSルール)の改定に伴い、2014年10月1日以降、「仲介者」の定義に物品の仲介者が含まれることに
2. 間接譲渡における「実質的」の基準に係る判決



EY

Building a better
working world

本JBSフラッシュニュースは、2012年サービス提供地規則(PoPSルール)第9条における「仲介者」の定義について、2014-15年国家予算で示された改定の影響を取り上げます。PoPSルールの「仲介者」の定義が変わり、物品の仲介者が含まれるようになります(改定前は、サービスの仲介者のみが含まれ、物品の仲介者は含まれていませんでした)。
 改定の結果、物品の仲介者によって提供されるサービスの提供地は、PoPSルール第9条に従い、サービス提供者の所在地等になります。
 この他、間接譲渡において、どのような状況を「実質的」とみなし、課税するのか今後の指針となり得るデリー高裁判決がありましたので、ご紹介します。

1. 2012年サービス提供地規則(PoPSルール)の改定に伴い、2014年10月1日以降、「仲介者」の定義に物品の仲介者が含まれることに

PoPSルールは2012年予算で取り入れられたもので、州や国境をまたぐサービスや複数の場所でのサービス取引において、どこで課税すべきかの判断基準を提供するルールです。提供地決定の一般ルールは、サービス受益者の場所ですが、通常の業務遂行の過程で、サービス受益者の場所の特定ができない場合、提供地がサービス提供の場所となるという例外が規定されています。

PoPSルール第9条では、仲介サービス等の特定サービスについて、サービス提供地はサービス提供者の所在地とする旨規定しています。従って、インドに所在する仲介者によって提供されたサービスは、たとえインド国外のサービス受領者に対して提供されたものであったとしても、インド国内で提供されたものと見なされサービス税の対象となります。

従前のPoPSルールでは、「仲介者」という用語はサービス仲介者のみを含むものと規定されていました。しかし、仲介者の定義は、2014年10月1日以降、物品供給のための仲介者がそこに含まれるとの改定が行われました(2014年7月11日付通達14/2014-ST参照)。改定後の定義は以下の通りです：

「仲介者」とは、ブローカー、代理人、あるいは、どのような名称であろうと二者以上の間でサービスの提供(以下、主サービス)または物品の供給を手配または促進する者をいい、自己の名でもって主サービスまたは物品の供給を行う者はここに含まれない。

従って、従前のようにサービスのみが対象となるのではなく、仲介者には、ブローカー、代理人、物品供給の手配・促進に関与する者が含まれることとなります。

2014年7月1日付Tax Research Unit letterにおいて、2014年10月1日以降、PoPSルールの第9条Cにおいて、仲買人や委託代理人等の物品の仲介者も含まれることが明らかになりました。

改定により影響を受けるサービスの例として、インドの代理人が海外の企業に提供する証券売買サービスや、物品の調達サービスが含まれます。従って、インド法人が海外の企業にこのようなサービスを提供する場合、PoPSルールの第9条によって、サービスがインド国内で提供されているとみなされ、サービス税の課税対象となります。

比較を行うため、外国の仲買人と同様にインドの仲買人がサービス提供した場合の影響を以下の表で説明します。

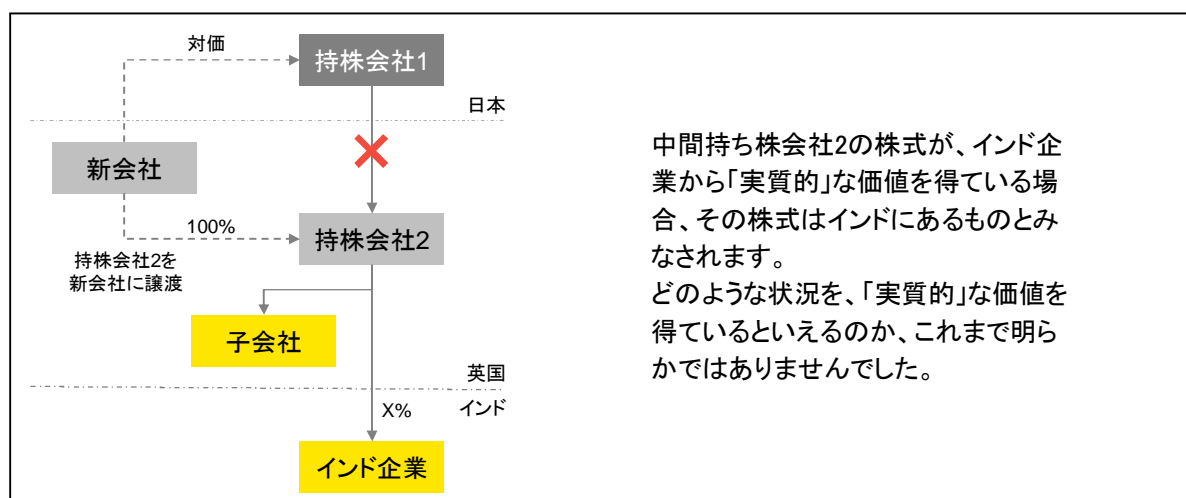
代理人の役割	ルール第2条 - 改定前	ルール第2条 - 改定後
海外の商品供給者から、インドの顧客との仲介を行うよう依頼を受けたインドの代理人	課税対象外。サービスの受領者の拠点がインド国外のため(ルール第3条)。旧規則上“Blue Star”訴訟のように輸出としての扱い	課税対象。代理人の拠点がインド国内のため(ルール第9条に従いルール第2条も改定)
インドの商品供給者から、海外の顧客との仲介を行う	課税対象。サービスの受領者の拠点がインド国内のため(ルール第3条)	課税対象。代理人の拠点がインド国内のため(ルール第9条)

うよう依頼を受けたインドの代理人		に従い基本ルール第2条も改定)
インドの商品供給者から、海外の顧客との仲介を行うよう依頼を受けた海外の代理人	課税対象。サービスの受領者の拠点がインド国内のため(ルール第3条) - リバース・チャージの対象	課税対象外。代理人の拠点がインド国外のため(ルール第9条に従いルール2も改定)
海外の商品供給者から、インドの顧客との仲介を行うよう依頼を受けた海外の代理人	課税対象外。サービスの受領者の拠点がインド国外のため(ルール第3条)	課税対象外。代理人の拠点がインド国外のため(ルール第9条に従いルール第2条も改定)

2. 間接譲渡における「実質的」の基準に係る判決

先般、デリー高等裁判所で、インド間接譲渡税制における「Substantially(実質的)」の定義について争いのあったCopal Research Limitedへの判決を取り上げたいと思います。

インドの間接譲渡税制の規定が1962年4月1日まで遡及修正されたことをご存知のことかと思いますが。この規定の改定により、外国の法人の株式を、直接的または間接的に譲渡することにより、インドに所在する資産から実質的に価値を得る場合、インドで所得税が課税されることとなります。しかし、1961年所得税法には「実質的」に関して定義がされていません。上記判決は以下のような原則的な基準を定めたもので、今後、インド間接譲渡税制に道筋を示すことになるでしょう。



この判決では下記のような基準を示しています。

- ▶ 「実質的」という表現は「Principally」、「Mainly」、「Majority」と同義です。さらに、それは限定的に、事実上海外事業体の株式が売却することにより、インドに所在する資産を取引する場合を含むものと考えられます。
- ▶ 裁判所は、「実質的」の意味について、会社の資産価値総額の50%基準で定義すべきとするShome委員会の提案を参照しました。言い換えれば、インド国外で設立された会社の株式は、その株式価値が直接的または間接的にインドに所在する資産によるもので、その会社の全世界資産価値総額の50%以上を占める場合、その株式はインドに所在するものとみなされます。
- ▶ また裁判所は、会社がその国の不動産から価値を得ているか決定する50%基準を規定している国連/OECDモデル条約を参照しました。この基準は、そのような会社の株式売却による利益の課税関係を決定することとなります。

- ▶ 上記の基づき、裁判所は、海外事業体による株式譲渡は、その株式がインドに所在する資産から得られる価値が50%未満である場合インドで課税範囲としないと判示しました。

広範囲なサービス契約の文中で商品販売の手配やサービスの供給に触れていた場合、当該サービスの提供者がPoPSルールが示す仲介者の範囲に含まれるかどうかについての決定的な要因になる可能性があります。この決定はそれぞれのケース次第であるため、最終決定する前に、サービスの正確な範囲を確定することが必要です。

また、デリー高裁で判示された「実質的」の基準は、今後の間接譲渡の行う際の課税関係に透明性を高めたものといえるでしょう。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。